

東京都立大学大学院法学政治学研究科及び信州大学経法学部の
法曹養成連携協定の変更協定

東京都立大学大学院法学政治学研究科（以下「甲」という。）と信州大学経法学部（以下「乙」という。）は、令和5年2月28日付4文科高第1678号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

- 第1条 甲と乙は、認定協定における乙の連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。以下同じ。）の早期卒業を認定する要件を次のとおり変更し、別紙のとおりに改める。
- 一 令和7年4月1日より、別紙3「1年間の履修条件（キャップ）の上限を超えて科目の履修を認める場合の要件」の「乙の経法学部総合法律学科の教育課程においては、履修登録できる上限単位数は、共通教育科目と専門科目の合計で44単位とされているところ、以下の要件を満たす場合には、該当する学生の年度当初の申請により、その上限単位数は54単位に緩和される。」を「乙の経法学部総合法律学科の教育課程においては、履修登録できる上限単位数は、共通教育科目と専門科目の合計で45単位とされているところ、以下の要件を満たす場合には、その上限単位数は55単位に緩和される。」に変更する。
 - 二 令和7年4月1日より、別紙3「2 早期卒業を認定する要件（1）法曹養成プログラムの履修」の修了要件から「三 連携法第6条1項に基づいて信州大学が法曹養成連携協定を締結した大学が実施した同条第2項第5号の入学者選抜に合格していること。」の記載を削除する。
 - 三 令和7年4月1日より、別紙3「2 早期卒業を認定する要件（2）早期卒業の認定要件」に「四 連携法第6条第2項第5号の入学者選抜に合格していること。」の記載を追加する。

（効力の発生）

第2条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名のうえ、各1通を保有する。

令和 7 年 2 月 18 日

甲

東京都立大学
大学院法学政治学研究科長

谷口 功一

乙

信州大学
経法学部長

廣瀬 純夫

東京都立大学大学院法学政治学研究科及び信州大学経法学部の法曹養成連携協定

東京都立大学大学院法学政治学研究科（以下「甲」という。）と信州大学経法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが、一貫的に接続する体系的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うことを目的とする。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 東京都立大学大学院学則第5条に規定する甲の法曹養成専攻
- 二 連携法曹基礎課程 経法学部における法曹養成プログラムに関する内規に規定する乙の総合法律学科の法曹養成プログラム（以下「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価、早期卒業の基準等）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

- 2 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。
- 3 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が、当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。
 - 一 本法曹コースの各学生を担当する指導教員が、年1回以上の面談を行ったうえで、当該学生の修学状況を把握するとともに、乙の経法学部長は、その面談結果に基づき、必要に応じて学習指導体制の見直しを行う。
 - 二 本法曹コースの学生からの修学上の相談に応じる「法曹コース相談員」として、実務経験のある教員または法務博士（専門職）の学位を有する教員を2名以上配置する。

（甲の乙に対する協力等）

第5条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 乙の求めに応じ、乙における法曹等を志望する学生に対して進学説明会等を実施すること
 - 二 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と乙における本法曹コースとの円滑な接続

を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

第6条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(本協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(本協定に違反した場合の措置)

第8条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定を終了する場合の特則)

第9条 第7条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

(本協定に定めのない事項)

第10条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の実施にあたり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第5条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名のうえ、各1通を保有する。

令和 4年 12月 16日

甲

東京都立大学

法学政治学研究科長

伊藤 正次

乙

信州大学

経法学部長

廣瀬 純夫